

医療に関する総合的な市民啓発の実行支援委託（公募型プロポーザル）質問回答書（令和2年3月6日）

| No. | 項目等      | 該当ページ       | 該当箇所   | 質問内容   | 回答   |  |
|-----|----------|-------------|--|--|--|--|
| 1   | 提案内容について | 業務説明資料 P 4  | —  | 「#胸キュンチェック」「医療マンガ大賞」「新規企画」の提案について、「連携先企業等は新たに提案すること」とあるが、ご提案のタイミングで具体的な企業との連携合意までは問わないという認識で問題ないか。 | 問題ありません。   |  |
| 2   |          | 業務説明資料 P 5  | 6 業務概要<br>(2) 各啓発施策の企画・実施<br>ア シンボリックアクションの実施<br><br>③ 新規企画の実施 | 「新規企画」の提案について、企画実行についての実現可能性をどの程度考慮すべきか。新規企画案として提案した企画は、委託契約後に両者協議の上決定するという認識で問題ないか。               | 実現可能性については、見込みのある提案であることが望ましいですが、委託契約後に両者協議の上決定するという認識で問題ありません。  |  |
| 3   |          |             |  | 「題材とするテーマ」は個別の事業についての啓発だけでなく、「医療の視点プロジェクト」自体のブランディング向上を図るための企画でも問題ないか。                             | 問題ありません。   |  |
| 4   |          | 業務説明資料 P 8  | 8 その他<br>(1)   | —  | 「打ち合わせの頻度は週1回を目安」としているが、提案において頻度および方法についても提案してもよいか。<br>※各施策に効率的・効果的に予算を投下するため、打ち合わせ方法を対面ではなく、テレビ会議システムや電話を活用した会議も織り交ぜて実施することで費用削減を図る、など。 | ご提案いただいて差し支えありません。ただし、適切な進捗管理や認識共有が図れる形式や頻度であるかにご留意の上、ご提案ください。 |
| 5   |          | 提案書評価基準 P 2 | 【表】プロポーザル評価表   | —  | 評価の着目点として「同種又は類似する啓発・PR」とあるが、同種という定義は、地方自治体における医療・福祉関連の啓発実績という認識で問題ないか。  | 問題ありません。   |